

飼養衛生管理基準（鶏）の主な改正点

1 全体の構成を変更

取組の目的ごと（Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項、Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止、Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保、Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防）に項目を体系化

2 主な改正項目

※特に施行日の記載がないものは10月1日からの適用

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項（項目：Ⅰ－1～10） 関係	
基準項目	内 容
Ⅰ-1（新設）	（家きんの所有者の責務） 伝染病の発生予防及びまん延防止に対する責任を有すること、関係法令の遵守や衛生管理の実施について明記されました。
Ⅰ-3（新設）	（マニュアルの作成、周知）【施行日：R4.2.1】 飼養衛生管理にかかる10項目について規定するマニュアルを作成し、従業員や関係者等に周知する必要があります。
Ⅰ-7（改正）	（衛生管理区域の考え方） 「衛生管理区域」について、区域の定義（「病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域」）や区域に含むべき範囲等の考え方が明記されました。
Ⅰ-9（新設）	（衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止） 猫等の愛玩動物を衛生管理区域内で飼育することができなくなります。
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止（項目：Ⅱ-11～19） 関係	
基準項目	内 容
Ⅱ-14, 15 （追加）	（交差汚染の防止） 衛生管理区域専用の衣服及び長靴の着脱前と着脱後の場所のスノコ等を使った分離や経路の一方通行化など、交差汚染防止の対策をする必要があります。
Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保（項目：Ⅲ-20～29） 関係	
基準項目	内 容
Ⅲ-24（追加）	（飼料保管庫等への侵入防止措置） 家きん舎と同様に、飼料保管庫や堆肥舎、死体保管庫への防鳥ネットの設置等の対策が必要となります。

(2 主な改正項目の続き)

Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保 (項目 : Ⅲ-20~29) 関係	
基準項目	内 容
Ⅲ-27 (新設)	(衛生管理区域内の整理・整頓、消毒)【施行日 : R3.10.1】 ねずみ等の野生動物の隠れ場所をなくすため、不要な資材等の処分や除草等、定期的な消毒を実施する必要があります。
Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防	
基準項目	内 容
Ⅳ-31~33 (新設)	(衛生管理区域から搬出する物品の消毒等) これまで実施していた衛生管理区域への入場の際の車両や手指、持ち込み物品の消毒に加え、退出時にも消毒を実施する必要があります。